

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第252号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の転倒骨折及び運動機能低下の防止、日常生活動作の改善並びに運動機能の向上を図るとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。）に向けた動機付け及び学習を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう支援するため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号イ(イ)に規定する高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第5条第1項中「この事業」を「事業」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施計画書（別記第1号様式。以下「事業実施計画書」という。）の作成及び説明

第5条第1項に次の1号を加える。

（6）その他事業の目的達成に必要な業務

第5条第2項中「90分」を「90分以上」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 サービスの提供回数は原則として週2回とし、提供期間はサービスの提供開始日の属する月の初日から起算して6か月以内とする。ただし、やむを得ない事由により利用者がサービスを全く受けることができない月があったときは、市に報告し、次条第1項に規定するケアプランを変更した上で、当該月数分を延長することができる。

4 利用者が、前項に規定するサービスの提供期間終了後、再度事業を利用しようとするときは、直近のサービス提供日の属する月の末日から起算して原則として1年以上経過した後でなければ利用することができない。

第6条第2項中「ケアプラン」を「利用者のケアプラン」に改め、「個別サービス

計画を作成し」を削る。

第8条を削る。

第7条中「この事業」を「事業」に、「3,300円」を「5,000円」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(介護支援専門員等への情報提供)

第7条 事業者は、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）に対する情報提供を行うため、利用者に対するサービスの提供を開始したときは事業実施計画書を、利用者に対するサービスの提供を実施した月は当該実施月の翌月10日までに、鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施報告書（別記第2号様式。以下「事業実施報告書」という。）を、当該介護予防ケアマネジメント事業者に提出しなければならない。

第9条を次のように改める。

(利用者の費用負担)

第9条 利用者が事業を利用した場合の利用料は、無料とする。ただし、事業の実施に当たり費用が発生するときは、必要に応じて利用者が実費を負担するものとする。

第16条を削る。

第15条第1項中「当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター」を「介護予防ケアマネジメント事業者」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の見出し中「事業者の」を「守秘」に改め、同条第1項中「事業者」の次に「及び従事者」を、後段に次のように加える。

その職を退いた後も、また、同様とする。

第13条を第14条とする。

第12条中「第95条」を「第112条第2項」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(事業報告)

第10条 事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、事業の実施状況を事業実施報告書により市長に報告しなければならない。ただし、3月実施分は事業終了

後速やかに報告するものとする。

第17条中「若しくは成功報酬金の交付」及び「又は交付した成功報酬金」を削る。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(遵守事項)

第18条 事業所及び従事者は、その業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則その他関係規定を遵守し、職務上の指示に従わなければならない。

別表を削る。

別記様式を削り、附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第5条、第7条関係）

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施計画書

事業者名：

利用者名		計画 期間	年 月 日～ 年 月 日
目 標			
支援計画		具体的な支援内容及び留意事項	
年 月（1か月目）			
年 月（2か月目）			
年 月（3か月目）			
年 月（4か月目）			
年 月（5か月目）			
年 月（6か月目）			

利用者署名

計画者署名

第2号様式（第7条、第10条関係）

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施報告書

事業者名：

利用者名		計画 期間	年 月 日～ 年 月 日
目 標			
支援計画		計画達成状況	評価
年 月（1か月目）			
年 月（2か月目）			
年 月（3か月目）			
年 月（4か月目）			
年 月（5か月目）			
年 月（6か月目）			

【評価】○：達成、△：一部達成、×：未達成

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱第8条及び第9条の規定は、施行日以後に高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）の利用者に提供するサービスから適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱第16条の規定により行われる成功報酬金の交付は、施行日前の利用に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。